

お知らせ

申告書や申請書などには、マイナンバーの記載が必要です

社会保障・税番号制度(マイナンバー制度)の導入に伴い、申告書などには
マイナンバーの記載 + 本人確認書類の提示または写しの添付が必要です

本人確認書類

マイナンバーカード(個人番号カード)をお持ちの人は

- マイナンバーカード
- ※ご自宅からe-Taxで送信すれば、本人確認書類の提示または写しの提出が不要です。

マイナンバーカードをお持ちでない人は

番号確認書類
ご本人のマイナンバーを確認できるもの

- 通知カード
- 住民票の写しまたは住民票記載事項証明書(マイナンバーの記載があるものに限り)

いずれか1つ

身元確認書類
記載したマイナンバーの持ち主であることを確認できるもの

1点で確認できるもの(顔写真があるもの)

- 運転免許証 ●パスポート ●身体障害者手帳 ●在留カード など

2点で確認できるもの(顔写真がないもの)

- 年金手帳 ●預貯金通帳 ●在学証明書 など

申告書などの作成は、ご自宅などから国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」をご利用ください!

www.nta.go.jp 作成コーナー

作成コーナーの操作などに関するお問い合わせ

パソコンはあまり得意じゃないよね。自宅で申告書を作成中に、操作方法と分からない場合はどうしよう?

大丈夫!! 作成コーナーの操作に関するご質問は **お電話で問い合わせることができます。**

e-Tax・作成コーナーヘルプデスク ☎ **0570-01-5901** (全国一律市内通話料金)

作成コーナーの操作方法などに関するご質問

- 月曜～金曜 9時～17時(祝日および12月29日～1月3日を除きます。)

受付時間は、時期により延長する場合があります。お問い合わせに当たっては、最新の情報をe-Taxホームページでご確認ください。

上記のナビダイヤルがご利用できない場合などは、☎03-5638-5171をご利用ください。

※間違い電話が多くなっていますので、くれぐれもお間違えないようご注意ください。

マイナンバー総合フリーダイヤル ☎ **0120-95-0178**

e-Taxをご利用になる場合のマイナンバーカードの取得やICカードリーダライタの設定などに関するご質問

- 月曜～金曜 9時30分～20時
- 土日祝日 9:30～17:30(年末年始を除きます。)

受付時間は、変更される場合がありますので、内閣官房のホームページでご確認ください。



所得税確定申告と町県民税申告の相談窓口を開設します

須恵町役場 特設会場 開設期間	●2月16日(金)～2月28日(水) 1階 保健センター
	●3月1日(木)～3月15日(木) 3階 大会議室
	9時30分～11時、13時～15時 ※土日を除く

会場や日程をご確認ください

町県民税の申告	対象者	▶町県民税の申告用紙が送付された人 ▶所得がなくても国民健康保険に加入している人 ▶所得がなくても所得証明が必要な人
	会場および日程	須恵町役場 税務課 2月1日(木)～3月15日(木)

所得税の申告	対象者	▶給与や年金(個人年金なども含む)がある人 ▶住宅借入金など特別控除を受ける人 ▶一時所得などがある人 ▶還付申告をする人
	会場および日程	須恵町役場特設会場 2月16日(金)～3月15日(木)

	対象者	▶営業・不動産など収支内訳書を添付して申告をする人
	会場および日程	志免町役場 2月22日(木)、2月23日(金) 須恵町役場特設会場 2月26日(月)、2月27日(火) 宇美町役場 3月1日(木)、3月2日(金)

※上記以外の期間および譲渡・贈与については香椎税務署で申告してください。

※香椎税務署では、休日受付を2月18日(日)、25日(日)に行いますので、ご利用ください。

※宇美町役場および志免町役場の受付時間は、各役場に確認してください。

※2月26日(月)、27日(火)など混雑した場合は、終了時間(15時)前に受け付けを終了する場合があります。

※例年1月末から2月初めに開催されていた還付申告センター(志免町シーメイト)は、今年から中止となりました。

申告に必要なもの

本人確認ができるもの ●申告者本人のマイナンバーカード(両面)
(写しをお持ちください) ●扶養親族などのマイナンバーがわかるもの

※マイナンバーカードを持っていない人は、個人番号確認書類と身元確認書類の写しをお持ちください。

- 個人番号確認書類(個人番号通知カード、住民票の写し、住民票記載事項証明書(マイナンバーの記載があるもの)のうちどれか1つ)
- 身元確認書類(運転免許証、パスポート、障害者手帳、公的医療保険の被保険者証、在留カードなど)

所得を証明するもの

- 源泉徴収票や支払調書
- 給与や年金以外の人は、帳簿や経費を証明する書類、領収書、減価償却の計算書

控除を証明するもの

- 生命保険や地震保険の控除証明書
- 国民健康保険や国民年金の領収書
- 従来の医療費控除の人は、医療費控除に関する明細書(領収書は必要ありません)
- 医療費控除の特例の人は、一定の取り組みを行なったことを証明する書類や領収書(レシート)など
- 住宅借入金など特別控除の人は、必要書類
- 寄附金控除の人は、寄附金の領収書など
- 障害者控除の人は、障害者手帳または療育手帳
- 災害などに関連する支出がある人は、その領収書など

その他

- 印鑑(所得税が発生する人で、口座振替を希望する場合は口座の届け出印)
- 所得税の還付申告の人は、本人名義の預金口座番号控え

問い合わせ先 税務課 ☎932-1495(ダイヤルイン) ☎932-1151(内線131)
宇美町役場 ☎932-1111(代表) 志免町役場 ☎935-1001(代表) 香椎税務署 ☎661-1031(代表)